

第19回 白川・東白川地域公共交通活性化協議会会議録

1.開催日時

令和3年8月31日（火）午前9時30分から午前11時30分まで

2.開催場所

白川町町民会館1階大研修室

3.委員等数

(1) 委員の現在数

32人

(2) 出席委員 27人

所 属 等	氏 名
1. 白川町長	横 家 敏 昭
2. 東白川村長	今 井 俊 郎
3. 白川町議会議長	藤 井 宏 之
4. 東白川村議会議長	樋 口 春 市
5. 公益社団法人岐阜県バス協会事務局長	森 淳 三
6. 濃飛乗合自動車株式会社事業管理部計画管理課長	有 路 秀 彦
7. 岐阜県交通運輸産業労働組合協議会	山 下 光 生
8. 大新東株式会社	佐 藤 久 仁
9. 東海旅客鉄道株式会社美濃太田駅長	松 本 征 毅
10. 医療法人白水会白川病院	松 本 茂
11. 白川町商工会長	長 尾 達 美
12. 白川町観光協会長	鈴 村 雄 二
13. 白川町老人クラブ連合会長	細 江 照 男
14. 白川町公共交通利用者代表	笹 本 恵 子
15. 白川町校長会会長	中 村 希 志
16. 白川町バス通学高校生保護者代表	今 井 広 数
17. 白川町社会福祉協議会推薦高齢者生活実態精通者	安 江 知 加 子
18. 東白川村区会長	服 田 順 次
19. 中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官	宮 川 高 彰
20. 中部地方整備局岐阜国道事務所管理第一課長	中 村 澄 之
21. 可茂土木事務所施設管理係長	渡 部 浩 幸

22. 加茂警察署交通課長	藤田康之
23. 岐阜県公共交通課課長補佐兼係長	吉田佳史
24. 名古屋大学大学院環境学研究科教授	加藤博和
25. 白川町副町長	佐伯正貴
26. 白川町役場建設環境課長	藤井充宏
27. 東白川村役場建設環境課長	安江透雄

※No.11は白川北ふれあいセンターで参加

※No.17は蘇原ふれあいセンターで参加

※No.12、14、16は黒川ふれあいセンターで参加

※No.13、15は佐見ふれあいセンターで参加

(3) 欠席委員 5人

所 属 等	氏 名
白川町自治協議会長会会長	藤井保明
白川町中学校PTA役員	安江厚
東白川村老人クラブ連合会代表	安江力男
東白川村高校生保護者会代表	土井宏治
東白川村副村長	桂川憲生

(4) オブザーバー参加

所 属 等	氏 名
1. 白川地区地域部会長	今井和秀
2. 白川北地区地域部会長	長尾隆
3. 蘇原地区地域部会長	山口多利
4. 黒川地区地域部会長	藤井秀男
5. 佐見地区地域部会長	田口一成

※No.2は白川北ふれあいセンターで参加

※No.3は蘇原ふれあいセンターで参加

※No.4は黒川ふれあいセンターで参加

※No.5は佐見ふれあいセンターで参加

4.会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

副会長あいさつ

(3) 報告事項

- ①福祉有償運送の実施状況について
- ②町営バスと白川病院バスの覚書締結について

(4) 協議事項

- ①白川・東白川地域公共交通網形成計画の見直しについて
- ②おでかけしらかわ・ひがししらかわの見直しについて
 - ・町営バスと白川病院バスの統合案について
 - ・濃飛バス白川東白川線の時刻変更について
 - ・濃飛バス白川中央線の路線延長及び時刻変更について
 - ・運賃表の改正について
 - ・運休基準の見直しについて
- ③見直しに伴う自家用有償旅客運送登録内容の変更について
- ④今後の進め方について

(5) その他

(6) 閉会

5.協議内容

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、第19回の白川東白川地域公共交通活性化協議会を開催させていただきたいと思っております。

先日の日曜日には白川、東白川の各河川でアユの網の解禁ということで、たくさんのお客様で賑わいました。昨日から町内の小・中学校も2学期がスタートを切っておりますが、今回もコロナの緊急事態宣言という最中でございます。

9月12日までの措置ということで、当会場は人数の制限をしております。町内の各地域の委員の方たちには、各出張所の方から、テレビ会議ということで参画していただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは最初に、当協議会の会長であります横家白川町長からご挨拶をいただきます。

(会長 横家敏昭白川町長)

改めましておはようございます。委員の皆さんには遠方から長時間かけて白川町へお越しをいただきました。本当にありがとうございます。司会が申しあげました通り来月12日までは宣言中でございます。また9月12日というのは、私の任期でもございまして、コロ

ナ対策がうまくいけば私はコロナとともに任期を終えるというところでございます。

皆様方におかれましては、大変お世話になりましたことを改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

公共交通施策というのは、私どもの町にとりましては非常に重要な課題でございます。

今後も引き続き皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げますところでございます。

今回ご協議をいただく主な内容の中で、先般、8月17日で行っていただきましたけれども新聞記事を載せておりますけれども、白川病院さんと協定を結ばさせていただきました。そのときに三方よしという言葉が加藤先生から出ましたわけですが、利用者も良し、そして白川病院も私ども更に良くなればという思いの中でこの三方よしという思いを白川病院との協定で進めてまいりたいと思うものでございます。

細かな点につきましては、後ほどご協議をいただくことになろうかと思っておりますけれども、会議に当たってご挨拶を申し上げます。本当に今日のご苦勞さまでございます。

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

ありがとうございました。続きまして当協議会の副会長であります東白川村村長、今俊郎様、お願いいたします。

(副会長 今井俊郎東白川村長)

皆さんおはようございます。

開会にあたっての挨拶ということですが、私から今ご挨拶された横家町長さんにお礼のご挨拶をしたいと思います。発足以来、本当に我々を引っ張っていただきまして、この取り組みを一緒になって作り上げてきた功績は誠に顕著でして、私は心から尊敬をしております。横家町長さんに感謝状を贈りたいわけですが、村から町への感謝状はおこがましいので心の中でそう思っております。

公共交通の大切さというのは地方自治を預かる者にとって重要なことですので新しい体制になられても白川町とはしっかりと連携をとりながら進めていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましてもこの地域の公共交通維持のために、ご尽力いただくことをお願いし、挨拶とします。長い間会長をお勤めいただいた横家町長に皆さんからの拍手をお願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

ありがとうございました。続きまして、名古屋大学大学院教授加藤博和様、よろしくお願いをいたします。

(副会長 加藤博和名古屋大学大学院教授)

おはようございます。

名古屋大学の加藤です。新聞記事の件をご紹介いただきました。今年に入って白川病院に10回以上伺ったと思うんですが、いろいろと協議交渉して、ようやく新聞記事の内容までこぎつけました。このあと具体的な話が出てくると思います。コロナ禍ではありますが、今日も会議をやっておかないと、ということで開催する運びになっています。リーダーシップって言うのはこういうことを言うのかなと思いましたが、特に私はあんまり深く考えないでいろいろ発言するっていうか、こうしなきゃいけないんじゃないかみたいなことをすぐ言うってしまうタイプなんですけど、そういう部分も含めていろいろと考えていただいて、ここまでできているわけです。まだ途中でしかないんですけど、横家町長さんが任期を終わられるところで、ある種の一段落というか、一つの到達点まで来たなというふうに思っています。私はちょうど今の時期は自治大学校の授業をしているのですが、その中で白川・東白川の話の冒頭と最後にしています。

この5年間というのはそういうプロセスで本当に危機的な状況から、まだまだ問題山積なんですけど、なんとか上向きに持ってくることができたと感じております。これは本当に力を合わせてやらないと人が足りない状況でいろいろやろうとすればこういうことが必要だっていうふうに私は思って取り組んできたし、これからも更に力を入れてやっていきたいと思っていますので、横家町長は心配かもしれませんが、また叱咤していただけると思います。今日もよろしく願いいたします。

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

それでは本日の会議に入らせて頂きます。資料の1枚めくったところに名簿がつけてございます。本日欠席が5名ございますので、よろしく願いしたいと思います。

地域代表の委員さんは、先ほど申しましたようにテレビ会議の方で参加をしていただいております。本日の会議からの2名の委員が交替されていますので、自己紹介を頂きます。

(本人出席の白川町議会議長 藤井宏之氏から挨拶あり)

ありがとうございました。それでは協議の方に入ってまいります。

議事進行につきましては、白川町の副町長が行いますのでよろしくお願いいたします。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

副町長の佐伯です。よろしくお願いいたします。

それではまず報告事項でございますけれども2点ございます。

前回ご協議をいただきました福祉有償運送の実施状況についてと先ほどからお話がございますように町営バスと白川病院バスの覚書の締結がございましたのでその内容等について報告をいたしますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

(高木大輔 白川町企画課企画係主査)

改めましておはようございます。白川町役場企画課の高木と申します。私の方から、福祉有償運送の実施状況について報告をさせていただきます。

資料3ページでございます。

こちらは、前回6月の協議会で皆様にご協議をいただきまして8月の1日から運行を開始しているものになります。来年の1月までの6ヶ月間は試験運行という位置づけにしておりまして、運行内容の利用対象者のところですけれども、福祉有償運送は介助がなければ、お1人で公共交通が利用できない方のうち、要介護認定を受けている方と身体障害者手帳3級以上の方という2つの条件のもとに試験運行を行っております。

利用状況ですけれども、こちらまず登録制となっております、現在登録いただいている方、地区ごとに掲載しております。全体で13人、また介護度と身体障害者の手帳の等級別ということで16人となっておりますが、介護と身体障害の両方を持ってみえる方もありますので、延べ16人ということでカウントしております。

また、利用の状況ですけれども、通院の町内ということで白川病院さんへの通院という利用が8人、その他1人というのが、病院の帰りに期日前投票を利用されたということで、その他でカウントしております。

実人数ということで、実際利用いただいているのは2人の方でそれぞれ4回の通院があつて、行きと帰りということで、8人とカウントしております。

まだ1ヶ月の補助金ということでこのような人数となっておりますけれども、今後も試験期間中にご利用いただいた方からのご意見等を伺いながら本格運行に向けて、内容の見直しをしたいと考えております。

(鈴木幸祐 白川町企画課企画係長)

皆さんおはようございます。白川町役場企画課の鈴木です。

続きまして資料の4ページと5ページをご覧くださいと思います。

冒頭のご挨拶の中でお話ございました白川町バスと白川病院バスの統合に関する覚書の締結式の内容になります。前回6月30日の第18回の協議会におきまして、バス統合に関する方針、また考え方についてお示しをさせていただき名古屋大学の加藤先生の方からも白川・東白川の公共交通の統合構想という形でご説明をいただきました。

その後、白川病院さんとの間で協議を重ねまして、ここにごございますように、8月16日に覚書の締結式を行いました。

資料の4ページには覚書の内容、5ページには翌17日に中日新聞に掲載されました記事を紹介させていただきました。

本日、冒頭にこの覚書が締結されたことを、皆様にまずご報告をさせていただきまして、この後の協議事項の中でさらに統合の内容詳細についてご協議をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

はい、ありがとうございました。

今説明いただきました福祉有償運送についてはまだ始まったばかりということで実績もこの程度でございますが今後さらなる PR 等も必要だと思います。

白川病院バスとの統合に関しましては、加藤先生には本当に何回も本町に足を運んでいただきまして、本当にありがとうございました。また、白川病院の方にもご理解をいただきましてありがとうございました。

(副会長 加藤博和名古屋大学大学院教授)

内容は読んでいただいたらご理解いただけると思いますが、そもそもやはりこの白川・東白川地域の公共交通が十分でなかったということです。でも、その一方で白川病院さんとしては、地域に病院があつて、そこに皆さんに来ていただくためには、ちゃんとそのための交通機関が必要だからということで、ずっと病院独自でバス運行を無料で継続してきていただいた、という事になります。

病院としてもバスを走らせてきた自負というか、非常に大事なものであつてこれを自分たちがやっている分にはいいんだけど、町営バスと統合することによって本当にずっと続けてくれるのかっていうことが非常に不安になるし、続けたとしてもきちんと病院の方に来ていただけるようなダイヤとかそういうものが継続されるかどうかってことは、とても心配になる点です。一方で自分たちだけで今後も継続することも大変だし、一緒にやった方がいろいろメリットも多いという中でいろいろと話し合いをした結果としてきちんとこれからも、公共交通は確保し、更に白川病院にきちんと行けるようにするっていうことについて約束っていうか、ちゃんと宣言するっていうことが必要だよなと。そういうことで、実際に公開の形で覚書の締結をやっていただいたということになりますので、そういう意味では非常に重いものだと思います。

ちょうどそれこそ、選挙のタイミングでもありましたので、時期的にも微妙なところになるわけで、選挙の結果によってはまた違う考え方をされる方に変わるとかそういうことだつて私もいろんなところで何回も経験してきたわけですが、やはりこの公共交通については、重要な施策であることを双方が確認して、それで白川病院さんもこうやって入っていたということをご理解いただき、これからは安心して暮らせる町のために、この公共交通をきちんと続けていくということを約束したということがこの覚書なので、そういうふうに思っていたきたいなと思います。ここからはついでですけど、私自身はそれも含めてこの地域でこの後議論でますけど、計画、公共交通計画はありますが、やはりいろんな総合計画であるとかいろんなものがあると思うんですけどそういうところにきちんと公共交通の重要性とかどういうふうに取り組むかってことをやはり改定とかのときにもきちんと書いていっていただいて、この地域としてちゃんとやってくんだっていうことをわかるようにしていただけるとありがたいなというふうに思います。そういうことを思っ

て白川病院の野尻院長もサインしていただいたと思っています。
そちなみに締結式で、何回も加藤を信頼している、と言われたのですね。プレッシャーです。地域が公共交通も病院も残していくためには、絶対必要なことだからっていうことを理解いただきたいですし、もちろん東白川の診療所だってそれで、きちんと玄関前にバスを入れたのと同じことです。そういうふうはこの地域の医療機関をきちんと守るということは、この地域を守るために必要不可欠だということの一つの現れだということでご理解いただきたいと思いますし、周りの皆さんにもそういうふうにお伝えいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

ありがとうございます。

それでは協議事項に入ります。まず 1 点目でございますが、白川東白川地域公共交通網形成計画の見直しについて、事務局の説明をお願いします。

(鈴木幸祐 白川町企画課企画係長)

それでは資料の 6 ページ、資料 No. 3 をごらんください。

白川・東白川地域公共交通網形成計画の見直しの案についてということで資料をお示ししております。先ほど加藤先生からも網形成計画のお話がありました。

現在の計画につきましては、平成 30 年の 8 月に策定をしました。計画の期間としましては、来年度、2022 年度までの 5 ヶ年の計画となっております。

今回 3 番のところに見直しの内容の案ということで記載をさせていただきました。

ここにございますように今回の町営バスと町内私立病院のバスということで具体的には大賀医院さんと白川病院さんとのバスの統合に伴う見直しを今回一部見直しという形で行いたいと考えております。なお 2 番目には計画全体の見直しということで、地域公共交通計画への改定ということで、2022 年度に現計画が終了いたしますので、来年度、計画の全体見直しを行いたいと考えております。

令和 2 年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、従来の網形成計画に変わる新たな計画ということで地域公共交通計画の策定が各地方公共団体に義務化されたことを踏まえた改訂の内容を来年度予定しておりますので、ご承知おきをいただければと思います。

それでは具体的な内容を資料 7 ページ以降に掲載をしております。

事前の資料で配布をしておりますので、説明については簡単にさせていただきます。

資料の左側が変更後ということで、今回見直しをする部分を赤字で下線を引いて表示しております。順次ご確認をいただきたいと思います。

7 ページ中段は先ほど言いましたように今年の 5 月からは、大賀医院のバス、10 月からは白川病院のバスと統合を図ることで公共交通全体の乗車機会の増加に繋げるという部分を

追加しております。

その下の公共交通のイメージ図につきましては後ほど資料をつけておりますので、そちらでご確認ください。

8 ページをお願いします。運送事業者による運送の部分です。

10 月からは現行の 2 路線の運行を見直しまして、白川中央線の一部を、黒川地区まで延伸をします。今後も、現行のバス事業者さんが運行するものとしませんが、運行を継続するために町とバス事業者および関係者で協議するということをつけ加えております。

その下の白川東白川線になります。

高校生の通学の足を確保するとともに、19 時台の運行までについての記載と 10 月から白川病院バスとの統合にあたり路線を白川口駅から白川病院まで延伸することで、東白川村から白川病院までの直行便として通院時の利便性を高めることとしております。

9 ページをお願いします。白川中央線の記載です。

後半の部分ですが、こちらも現行の白川中央線の一部をマツオカ白川店から黒川の奥新田まで延伸をするというところで黒川地区から白川病院までの直行便として白川病院患者等の通院便を確保することとしています。

なお、この運行を運送事業者が担うことで、利用者が最も多い黒川地区内のニーズに対応するといった部分を追加しております。

その下のタクシーにつきましては、町内唯一のタクシー事業者が廃業したといった部分とタクシー事業者はなくなりましたが、町外から JR 等でお見えになる方に対応するため、白川町で行っております町有償運送においてタクシーに近い利用ができる便を確保する部分を変更しております。

10 ページをお願いします。括弧に白川町で実施しております町自家用有償運送について後半部分ですが、赤字の部分を変更しております。最後の部分、町営自家用有償運送事業につきましては 3 年ごとに登録内容の更新が必要なため、その都度、各地区の運行になっていただいている地域部会等と協議をし、地域に必要な運行内容に見直すこととしております。その次 3 番では先ほど状況報告をさせていただきました新たな記載事項の追加ということで福祉有償運送の部分の記載を追加をしております。

以降 11 ページ以降につきましては、各地区の運行内容の記載ということで、白川町および東白川村の記載の部分を現状の運行内容に合わせて一部変更をしておりますので、ご確認いただければと思います。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

今説明をさせましたけれどもたくさんの項目がございます。特に白川病院に関係する変更部分、それから現状の状況に合わせた変更部分の網計画の改正ということになっております。この中でご意見またご質問等ございましたらお受けしますがよろしいでしょうか。

(副会長 加藤博和名古屋大学大学院教授)

改正の中に市町村営有償運送というワードが幾つか出ていますが、去年の法改正で、単に交通空白地有償運送になりました。何かというところの改正は私がやりました。名前とかカテゴリーの変更は国の審議会をお願いしてやってきました。

つまり、今までですと NPO 等があってそれから市町村が別々の制度だったんですけど、市町村だって NPO だと同じだという点です。そうじゃなくて空白地をどうカバーするかっていうのと、福祉の面で先ほども説明がありましたけど、自分で動けない、自力で動けない方をどう運ぶかっていう、そのカテゴリーでやる人は市町村でも、NPO でも同じだよという、そういうふうに制度が変更になっています。私自身がやったことなので修正しておいてください。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

ありがとうございます。

それでは、協議事項の 1 点目の白川・東白川地域公共交通網形成計画の見直しについてはこの原案通り改正ということによりよろしくお願いいたします。

2 点目でございますけれどもおでかけしらかわ・ひがししらかわの見直しについてということで、10 月 1 日の改正に向けた案ということでございます。いくつか項目がございますけれども関連のあるもの①町営バスと白川病院バスの統合案から④運賃表の改正について、の 4 項目について事務局から説明をお願いします。

(鈴木幸祐 白川町企画課企画係長)

それでは資料 15 ページからご覧いただきたいと思います。

ここからは、具体的にどういった見直しを行うかというところで 10 月 1 日から改正を予定している部分の説明に入らせていただきます。

資料の 15、16 ページには、前回の協議会の中でもお話をさせていただきました今回の白川病院バスとの統合に関する案ということで、その考え方、方針について資料を載せております。15 ページの 2 のところに、白川病院バスについて触れております。

冒頭加藤先生のご挨拶の中でもございましたように、白川病院バスにつきましては、民営による無料の病院送迎バスということで、昭和 56 年からの長きに渡り町内および広く町外にも運行を行っていただいております。利便性が非常に高く患者さんにとっては貴重な通院手段として、その役割を果たしてきました。

また、病院のアクセスの良さが健康寿命を延ばし、100 歳以上の高齢者が白川町 8000 人弱の人口の中で 15 人の長寿のまちになっているところで町としても白川病院さんの無料送迎バスに頼ってきた部分が今までありました。3 番に統合の方針ということでまとめさせていただきました。

白川病院バスを公共交通に統合することで、まち全体として費用の低減であったり乗車機

会の増加のメリットを図ることで、白川病院の患者さんにとっては現状の仕組みでもおでかけしらかわを使って病院に行くことができます。このバス統合により通院時間の選択肢が増えることや病院の帰りに買い物ができるなどのそういった相乗効果が期待されるということを書いております。

運行についてということで、1番目に病院バスは、公共交通に統合することを基本的に考えると、いったところで現行の白川病院の通院バスの利用者さんについては、原則として公共交通で対応できるようダイヤの見直しを行うこととしております。

それにより現在の通りバスの利用者が10月以降も引き続き通院できる体制を確保することにしております。見直しの詳細につきましては、この後、資料で説明をさせていただきます。2番目に運行経費の負担について、今回の統合により白川病院としてバスの運行経費の縮小がございます。その削減の範囲内で町の公共交通の運行費をご負担いただくこととしております。また、先ほど言いましたように公共交通になりますと、有償ということで、運賃が発生するんですが、白川病院のご利用の患者さん等についてはその運賃部分は白川病院さんが負担をして、利用者は無償とするということで、これまでと同様に、患者さんについては無料でバスを利用いただけることを担保したいと思っております。

16ページに統合の予定ということで、まず、今年の10月に統合する部分を書いてございます。先ほど言いました白川病院さんの公共交通の運賃の負担、また運行費用の負担を開始します。また、白川病院としては白川病院バスの東白川線、黒川線というものを町営バスに統合する部分が今回10月に見直しを予定しています。

この統合に関しましては、今回は第1弾ということで、また今後協議を重ねまして、また来年度以降も、順次統合を進められるよう病院と協議をさせていただいているところです。

17ページには白川病院の無料送迎バスの時刻表ということで、これは現状の時刻表を紹介させていただきました。赤字で書いておりますが着色をした路線については、今回、10月1日から町営バス以降を予定する部分ですよということで、表示をしてございます。

水色で着色した東白川線、緑色の黒川線。この2路線を中心に着色してある部分を10月1日から町営バスへ統合を移行するといった形にしております。

また白色の部分、この時刻表でいきますと赤河線であったり蘇原線、また佐見線であったり町外の便につきましては10月以降も白川病院さんが引き続き運行する部分、また、東白川の赤字で表示をしてございますが、そちらの地区につきましても10月以降引き続き白川病院さんの方で対応していただくと、いった形で、移行する部分のご確認をいただければと思います。

それではここからは順次詳細の説明をさせていただきます。

(高木大輔 白川町企画課企画係主査)

資料18ページに今回の運行の見直しの概要ということで1枚にまとめたものがございますので、お願いいたします。

見直しの内容、考え方ですけれどもより便利なものにしつつ、通院の利用もしやすいものということで見直しということで考えて検討したものとなっております。

まず、先ほど濃飛バスの変更でもありましたけれども、東白川村の、越原消防センターから白川口駅までを改正ということで、右側の白川病院まで延長するとまた運行上の便の追加になりますけれども、今運行がない時間帯、白川病院を 11 時に出発をする便のところの中川までの便を追加するというようにしております。

ただし濃飛バスの運行ではなくて、町の予約制バスで運行を、この時間に行うということとしております。

こちらの便につきましては、病院の帰りの対応だけではなくて、JR 白川口駅で名古屋を発する特急ひだですけども 10 時 57 分着という便がございますので、そちらも受けて観光であったり来訪される方の足ということで運行を開始するものであります。

次に白川中央線ですが、マツオカ白川店から黒川の野奥新田までを延伸することとしております。

また運賃につきましては、改正案ということで現状の下油井駅からマツオカまでの 1 乗車 100 円というのは、そのままとさせていただきます、延長する部分で黒川の奥新田からマツオカ、マツオカをまたぐような場合は 200 円ということで設定を考えております。

次に、予約制バスですけれども運行時間を延ばすということを改正案としております。

現行ですと平日は概ね各地区 8 時半から 15 時までの間の予約制バスの運行としておりますけれどもこちらを平日に関しては、8 時半から 17 時まで。

延長をするとこの延長部分については、大新東さんが運営しておりますバスセンターで対応、町全体を対応するというようにしております。

また、休日については現在、黒川地区と佐見地区のみで運行しておりますけれども、改正後は、黒川、佐見地区の運行に加え町全体を 8 時半から 17 時まで運行時間を伸ばすということとしております。これにより土曜日の通院にも対応ができるようになります。

こちらはバスセンターで運行しますが、現状、2 台の運行ということで考えておりますけれども、利用状況を考慮し、最大で 3 台まで対応可能ということとしております。

続いて、濃飛バスの 10 月からの時刻表を 19 ページ、20 ページに載せております。

19 ページが白川東白川線、20 ページが白川中央線の時刻表の案となります。

21 ページですがこちらは、白川東白川線ということで、朝 8 時 10 分に東白川村の越原消防センターを出発する便になります。これまでですと、白川口駅止まりでしたが、その先の白川病院まで運行し、8 時 57 分に病院に着く運行となっております。

緑色で白川町内のエリアを囲っていますが、バス停から離れた地域等は予約制バスで白川病院まで送迎する形になります。東白川村は、路線バス運行ありますが、バス停から離れた地域については 10 月以降も引き続き白川病院さんが個別の送迎をされることとなります。

次に 22 ページは東白川線の病院からの帰りを示した図となっております。

白川病院を出発する路線バスとしましては、11 時台と 13 時台があります。

23 ページが黒川地区の説明図になります。

まず、病院に行くための 8 時台の運行ということで、濃飛バスが奥新田のバス停を 8 時 10 分に出発する便と、オレンジ色で黒川大賀医院線ということで載せておりますが、こちらは町のスクールバスを利用して小学校のスクールバス業務が終わった後に柿反方面から出発をするということにしております。どちらも黒川を出発した後、三川地区のゲンキーで時間を合わせて、白川病院と大賀医院の両方面へ通院ができるよう設定をしております。

24、25 ページは、白川病院と大賀医院から、それぞれ黒川地区への帰りの運行を示したものととなっております。

26 ページは町営バスの運賃表ということで、今回変更する部分が赤字で書いてあるところになります。白川中央線は 100 円ということですが、先ほど説明しましたように下油井駅からマツオカ白川店と林道口またはマツオカ白川店と林道口から奥新田の間は 100 円ですが、上記区間をまたいだ場合は 200 円ということにしております。説明は以上とさせていただきます。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

濃飛バスさんから補足があればお願いします。

(濃飛乗合自動車株式会社 有路事業管理部計画管理課長)

いつも大変お世話になっております。補足で説明をさせていただきます。

今回の改正内容ですけれども 19 ページの時刻表をご覧くださいのが宜しいかと思ます。

時刻表の方で、白川東白川線で大きく変わるところは白川病院まで延長した点です。今は全て白川口駅止まりになっておりますが、東白川方面からは 8 時台と 10 時台の便、帰りは 13 時台の便が白川病院発着ということになります。大きく変わりますが、次のページの白川中央線になります。

20 ページになりますが、こちらは黒川地区の奥新田まで延長をさせていただきます。もともと黒川線として運行していた場所ではあるんですが、これを乗務員不足ということで廃止をしておりました。前回の協議会でもお話したんですが、この度運転手が 1 名採用ができたということ、運輸局様の方に IT 機器を用いた点呼というものを認めていただきまして、運行管理者を 1 名で運用することができるようになったことから、今回 2 往復ではありますが黒川地区までの運行が復活といいますか、再運行させていただくということになりました。この時刻ですが、詳しいところでいいますと 20 ページの奥新田 8 時 10 分に出てくる便がですね、マツオカ白川店の後白川町役場の方面に通過になってるんですが、どうということかといいますと、このバスが 23 ページにあります柿反から出てくる便と予約制バスの黒川ハッピーとそれぞれ接続をする時間に合わせて全てのバス停を回っていると白川口駅での JR の接続が時間的に厳しくなっておりますので、堀通りから町民会館を通過して、役場前を回らずに白川口駅に行くというルートを通らせていただきます。

役場や天神橋の方はですね、同じような時刻に東白川線の方が参りますので、そちらの方から病院へ行かれる方はそちらを利用いただくようなルートにさせていただいております。補足としては以上になります。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

私の方から補足ですが、白川病院前の町道について、一部狭小な部分について道路改良を予定しています。曲がり角の改良とあわせて一部幅員を拡幅することで見通しも良くなるような改良も予定していますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何かご質問ご意見等ございましたらお伺ひしたいですが、よろしいですか。

(副会長 加藤博和名古屋大学大学院教授)

要は、一通り網羅した改正になっていますので、分からなかったらバスセンターに聞いてね、とそういうふうに言ってもらえばいいかなと思ひます。でもそれだけでは殺到するとまずいので、21 ページ以降のような利用案内をきちんと作らなきゃいけないです。

見ていただいて分かるように、実は白川東白川線も白川中央線も、基本的にはそんなに今と変わっていない、ということです。ある程度病院との統合を見越した形で進めてきました。一番私自身が思っていたのは、白川東白川線の 11 時台の白川口発がない、つまり今ですと、9 時の次は 13 時。これは皆さんにはあまり関係ないかもしれませんが、僕なんか名古屋から来る人間としては、この 9 時 6 分で来ようとする今調べると名古屋駅発は 6 時 52 分で、2 時間かかることになります。それから次は 11 時 43 分です。ということで、7 時前に間に合わない、次は 11 時台になってしまう現状があります。この 11 時 10 分の白川口到着ができる、と 9 時 39 分名古屋駅発で来れるということになります。ついでながら、9 時 6 分という便はこの 9 時半の会議に間に合う時間ですけど、私の場合だと、名古屋大学駅 5 時 49 分に乗らないと間に合わないです。その次はもう 10 時になり、そうすると例えば東白川に着くのは 13 時台の後半です。そのくらい不便なので、この 11 時台という便は作りたかったということです。

白川中央線は、現状でも白川病院へは午前中は何本もバスがあつて、午後もそれなりにあるということでそこまではいいけれど、ただ黒川とか蘇原は乗り換えをしなきゃいけないのを一番利用が多いところだけは、黒川まで行くようにしたいということで、朝の 8 時台と、午後の 13 時台というのは黒川地区まで延伸をしました。ある程度できるけれど弱いところを補足して、黒川にも直通便を入れて、かなり白川病院に行きやすくしましたということです。

あと、21 ページからのところで通院に利用するバスの運賃は白川病院あるいは大賀医院が負担しますって書いてあるんですけど、これは 1 日乗車券を病院に事前に購入していただき、それを利用者、その通院された方に無料で配るということです。そうするとどうなるかっていうと、1 日乗車券は何に使ってもよいので、病院へ行った帰りにどこかに寄って帰

るのも何でもいいんですよ。なので、午前には病院へ行ってその後白川口駅から例えば美濃加茂方面へ行き、また帰ってきて 5 時とか 6 時の予約制バスも乗れるので、それで家まで戻ってくるのも可能です。そうすると買い物だとか遊びに行くだとかも全部できるので今までのように通院バスだと通院だけ、という点から大きく改善できるんじゃないかということ考えてみました、いう事になります。

ということなんでということですが、ちょっと分かりにくかったらバスセンターに電話してもらおうと、こういうふうに行けばいいよっていうのを佐藤さんの方でちゃんと訓練をしていただいてちゃんと答えていただいて、その通り行けるようにすることが大切です。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

ありがとうございます。

利用される方はおそらく高齢の方が大半になってくると思うので、この仕組みというか、接続の方法だったり、乗り換えの方だったり分かりにくいかなと思いますので、加藤先生のおっしゃる通りわからなかったら聞くのが一番かなと思います。分かりやすい資料を作って PR をしっかりしていただきたいと思います。その他何かございませんか。

(大新東株式会社 佐藤久仁)

バスセンターからも 1 点だけ補足になります。10 月からの白川病院との統合に関しまして前回の会議の中でもお話をさせていただきましたが、オペレーターの増員を考えております。10 月から 2 名体制ということで準備しておりましたが、現時点で電話問い合わせや予約もかなり増えてきているところなので、9 月から 2 名体制で 10 月に向けて準備を進めたいと思います。やはり使い方が分からないという方がかなり多いですので、説明に時間がかかるとということもありまして、1 件の電話に 3 分から 4 分という時間を取られてしまうと、次の予約も入ってきますので、オペレーター 2 名の点呼者 1 名の最大 3 回線に出られるような準備をしております。また、予約システムもパソコン 1 台で打ち込みを行っておりますけれども、パソコン 2 台で同時に予約を入力できるようなシステムを本社で考えているところです。今後とも、よろしく申し上げます。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

ありがとうございます。その他はよろしいでしょうか。

特にないようでしたら、今説明をさせていただいた部分に関しては、この案の通りで、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。

それではここまでの部分は承認いただいたということでお願ひします。

もう 1 点、運休基準の見直しについて事務局の説明をお願いします。

(高木大輔 白川町企画課企画係主査)

それでは運休基準の見直しにつきまして、資料の 27 ページをお願いいたします。

現在町で行っております自家用有償運送は、気象警報が発表された場合は、一律すべて運休という基準で行っております。ただ、どうしても高校の通学で駅までの利用であったり、また、10 月以降は病院バスの統合ということでとても重要な移動手段となってきます。そういった関係もありまして、第一律で運休ということではなく状況に応じて安全性を確保した上で運行するという内容に見直したいと考えております。資料の真ん中あたりが見直しの案となっております。

まず一つ目としまして、雨量の基準等により道路が通行止めとなることもございます。その基準については、次の 28 ページに参考で載せております。

道路が通行禁止になった場合は運行できませんので、経路を変更しての対応であったりそれでも危険だということであれば、運休をするということにしたいと思っております。

また二つ目で、各種雨量ということで時間雨量であったりこれまでに降った雨の量、そういったものや河川、道路等の状況などそういったものを確認しまして安全な運行が確保できないと判断する場合は運休とすると、ということで警報発令されたからといって、一律で運休という対応を変更したいということでもあります。

ただ、そうなりますといつ運休されるのかということがなかなか利用者の方へ行き渡らないということになりますので、その点については二つ載せております。

今ですと、警報が発令されている場合、定期的に運行しております JR 接続便、高校生が通学で利用いただく場合が多いですけれども、時間を決めて判断としておりましたけれども、その判断基準を変更し、おでかけしらかわのホームページで運休の周知をすることと、白川町が配信するすぐメールでお知らせをするということに切り替えていきたいと考えております。また、安全な運行を確保するための対応ということを載せております。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

今説明がありましたが、運休の基準を現状に即した状態にしたいということもございます。特に最近、一旦警報が出るとしばらく解除してくれない、ですし、場合によっては 2 日ないし 3 日程度、警報が出っ放しの状態もあり得ます。雨自体もゲリラ豪雨のパターンが多く、ピンポイントで、地域的に降ったり降らないところがあり、全体に警報が出されても、あのまるで降っていないところもあったりというような状況もあります。

そういう状況に合わせてそれぞれの地区ごとに適正な運行をしていこうというところがございます。判断も難しいところもございますけれども、そういった内容で移行したいということもございますが、ご意見ご質問等ございますか。

(中村澄之 岐阜国道事務所管理第一課長)

岐阜国道事務所の中村と申します。国道 41 号の通行注意、通行禁止のところは時間雨量ということで 1 時間 30 ミリだとか 2 時間 60 ミリってあるんですが、これにつきましては現

在これは使われておりませんので、通行注意は、連続雨量で 120 ミリ、それから通行規制につきまして 150 ミリということになります。120 ミリに達したときには、連絡をしますのでこれで注意していただくのがいいかなと思います。あと 150 ミリになって通行止めになった後ですね、解除につきましては、下段の方に、記載されておりますけども、真ん中のところですね。41 号の規制区間につきましては、雨天が続いたときの実効雨量が適用されております。あと、解除につきましては 3 時間降雨がないときというふうになりますけども、2 ミリ以下というものがございまして、2 ミリ以下で 3 時間連続となりますと、連続雨量がゼロになりますので、そのときにパトロールを行い安全が確保された時点での解除ということになりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

ありがとうございます。その他はよろしいですか。

(副会長 加藤博和名古屋大学大学院教授)

緊急情報をどう出すか、っていうのはやっぱりちょっと考えておかなきゃいけないことで、SNS で出すのか、ホームページで出すのかとかあると思うんですけど、それをこの協議会のやり方としてきちんと決めておく必要はあるかなと思います。

(大新東株式会社 佐藤久仁)

すいません。現状は、おでかけしらかわのホームページの運行情報で随時お知らせはしております。あと、全て予約制ですので、警報が出た時点で本日運休になりましたという連絡はしております。

今後警報が出て、どういった運行を行っているかというところですけども、やっぱり予約制ですので、本当に外出が必要なのかどうかっていうところも含めて運行を行うかどうかという判断をしていきたいと思っておりますし、それこそ行きは行けたけど帰りが帰れないというような状況がなるべく起こらないように、ルートを変えてでも何とかご自宅に送り届けれるような方法をとっていきたいと思っております。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

いろいろ意見が出ましたので、いただいた意見を少し勘案しながら対応の方を検討していくということで基本的にはこういった運休基準ということで今後進めていくということで見直しをしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、見直しに伴う自家用旅客運送登録内容の変更について事務局の説明をお願いします。

(高木大輔 白川町企画課企画係主査)

こちら資料の方は特段用意しておりませんが、今回協議をいただきました中で、運賃についての変更につきましては、自家用有償運送の登録内容の変更届が必要になりますので、運輸局へ提出をさせていただきたいと思えます。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

説明ございましたように本日のこの協議会の中で協議が整ったということで、登録内容の変更を行いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、今後の進め方について事務局の説明をお願いします。

(高木大輔 白川町企画課企画係主査)

それでは資料の 29 ページをご確認いただきたいと思えます。今後の進め方についてということで、協議会の予定と福祉有償運送また病院バスとの統合の部分ということになります。病院バスとの統合に関しましては、これから 1 ヶ月間が今ご利用いただいている病院バスの利用者の方であったり、白川及び東白川にお住まいの住民の皆さんへの周知の期間ということできちんとした形で、周知を行っていきたいということをお考えしております。

白川病院とは打ち合わせを随時させていただいておりますが、9 月中に病院としても現在病院バスに乗っていただいている方に、チラシを配っていただきながら、バスの利用者登録をお願いしていきます。また、町村の広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等で 10 月からの統合について住民の皆さんに広くお知らせをしていきたいと思っております。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

今後のスケジュールについての説明がありました。何かご質問ご意見等ございましたら、お願いします。

(鈴木幸祐 白川町企画課企画係長)

今後の進め方のところで皆様にご承知おきいただきたいことがございます。今回の運行の見直しにより、運行の種類が増えてまいりました。

それによりまして、運賃の設定というのも加わってきているような状態となっております。特に黒川地区ですと病院へ通院する場合は、一日券を病院さんの方がご負担いただけるということで利用いただく方には無料ですよ、ということで周知ができます。

例えば、同じ便に乗って白川口駅へ行かれる方等がそれぞれ乗り物ごとの運賃をお支払いいただくことになるんですけども、行きは例えば 200 円で乗れていけたものが、帰りは直通のものがないので、乗り継ぐ度に運賃が 100 円もしくは 200 円。そういったものがかかってくるという状態になります。それをお得にご利用いただくために、1 日乗車券というものをお設定しておりますので、これをお買ひ求めいただければ、もうそれ以上かかりませんということでご案内ができます。

帰ってくるのが翌日だったり、日をまたぐような場合ですとその都度お支払いいただくということになりますので、行きと帰りで運賃が違ってくこともあります。

そういったこともありまして、そこがやはりわかりにくいという意見もよくいただいておりますのでございます。

今後どうしていくかはまだまだ検討しなければなりません、協議会も2回ほど計画させていただいておりますので、それまでに地域部会の方等と相談・検討させていただき案を作成しながら、協議会の場で協議いただいて、よりよいわかりやすい運賃というものに、来年の4月から変更できるような形で見直しの方を進めさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(座長 佐伯正貴 白川町副町長)

次回の協議会を12月に予定していますので、今の件も含めて協議事項を予定したいと思います。それでは協議事項は終わりましたので、進行を事務局と交替します。

(田口一成 佐見地域部会長)

2点ほど確認をお願いします。

1点目は、白川病院との統合については、佐見地区は、来年の10月に向けて進める、という理解でよろしいでしょうか。

2点目は、19ページと20ページの時刻表の一番下にお盆と年末年始の期間の運休について濃飛バスの状況は分かるが、町営の予約制バスはどうするのか。

(鈴木幸祐 白川町企画課企画係長)

今のご質問でございますが、まず白川病院バスの佐見便につきましては、来年の10月ということで予定を立てておりますので、それに向けて進めるという形でお願いをしたいと思います。

また、お盆及び年末年始の運休についても、あらかじめ調整をさせていただきそれぞれ違うことのないように進めたいと思いますので、またご協議のほどよろしく願いしたいと思います。

(鈴木雄二 白川町観光協会会長)

町外から白川口駅を利用した場合、現状は、タクシーがないということだと思いますが、もうちょっとこの辺は詳しく説明していただきたいです。

(鈴木幸祐 白川町企画課企画係長)

今のご質問の件ですが、現在は町営有償運送の中でフレックス便ということで呼んでいますが、フレックスということでタクシーのように利用者に応じて柔軟な動きができる便

っていうのを準備しています。それは町外からお見えになった場合でも、例えば駅からバスセンターに電話していただければ利用することができます。こうした運行をタクシーとはなかなか呼びにくいので、フレックス便という形で運行をしておりますので、ご理解いただければと思います。

(鈴木雄二 白川町観光協会会長)

基本的に利用が重なった場合でも、対応はできるということでしょうか。

(大新東株式会社 佐藤久仁)

休日も含めてバスセンターに電話でご連絡いただければ、複数台で動ける態勢をとっております。若干の待ち時間とか、行き先によって相乗りになる部分はあるかもしれませんが、予約によってご利用いただけるといった形になっております。

タクシーに近い利用ができるフレックス便の運賃体系につきましては、おでかけしらかわと同じ運賃体系ということで、現状は地区内 400 円、地区外 600 円という形で設定をしております。

(副会長 加藤博和名古屋大学大学院教授)

一つの大事なポイントだと思いますのでちょっと補足しますが、フレックス便はタクシーに近いような運行をするっていうことなんだけれど、タクシーに近いとしたら、やっぱり普通のバスとか予約制バスよりも運賃が高くないといけない。と本来は思うんですね。ところが今おでかけしらかわ・ひがししらかわが不完全なところがあって、それから病院バスも統合したことで大まかにはそれでいろんなところへ行けるようになってるんだけど、うまく対応できてないところもあってそれについてはフレックス便として対応しないといけないところがどうしても出ているんですね。

それは便として用意できていないので、フレックス便を走らせるのでこちらの都合としてバスと同じ運賃にしたいなって事なんですけど、そのことと変な話、俺はバスなんか嫌だからこれがいいって人と、見分けるのが難しいです。そのタクシー的なところだけ高くするということがちょっと今はできないってことがあって、でも予約はコミュニティバスセンターでやるのでそちらの方でそういうタクシーに乗りたいてって言うてもこの時間でしたらバスでここまで行って、そこから乗り換えていただければ、これで行けますよ、っていうふうに案内していただいているということです。

結果的には普通のタクシーと違って白川口駅で待っていることはないので電話で相談して、どういうふうにそこまで行っていただけるかは、センターの方から教えてもらってその通り言ってもらえれば行けますというふうな体制で値段は同じって事です。

ですので、町外者向けには観光協会の方にそういうふうに白川口駅からどこかへ行きたい場合は、バスセンターに電話かけてもらうことや、どういうふうに話したらいいかってい

うのを、普段から役場とかバスセンターと話し合っただけで決めてホームページ等にも載せていただければと思います。

(長尾弘巳 白川町役場企画課長)

それでは10月から新しく計画も変わり白川病院バスとの統合ということで新しくスタートさせていただきます。運行についてもまだ試行錯誤ということでございますので、委員の皆様方のご理解ご支援のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは閉会にあたりまして、東白川議会議長樋口春市様から閉会のことばをいただきたく思ひます。

(樋口春市 東白川村議会議長)

皆様方におかれましては、長時間にわたり、本当にご苦勞様でございました。

横家会長様におかれまして、今回の協議会が最後の出席となりました。長年にわたり大変ご苦勞様でございました。

また、加藤先生におかれましては、遠方までお越しいただき適切なご指導をいただきありがとうございますことに感謝申し上げます。今後ともどうかよろしくお願ひをいたします。

今後も改善や様々な見直しを図って、住民の皆様方が安心安全に、この公共交通を使っていただけるように、更なるご指導、また、ご鞭撻を重ねてお願ひ申し上げまして、閉会にしたいと思ひます。ありがとうございました。